

危険物製造所等品名、数量又は指定数量の倍数変更届出書

1 内 容

危険物施設において貯蔵し、又は取扱う危険物の品名、数量又は指定数量の倍数の変更を行うときに使用します。

なお、品名、数量又は指定数量の倍数を変更することにより、位置、構造及び設備の基準に適合しているか予防課危険物係の審査を受ける必要があります。

変更の内容によっては、他の手続きが必要となる場合がありますので、事前に予防課危険物係に確認してください。

【根拠条文 法第11条の4第1項】

2 手続き

(1) 届出書を2部予防課危険物係に提出し、書類審査を受けます。

(2) 場合により、予防課危険物係の職員が現地を調査します。

(3) 支障がないと認められると、届出書の1部に市長届出済印が押されて返却されます。

(4) 届出に記載された日以降、変更後の危険物を貯蔵又は取扱うことができ、掲示板（品名、数量、指定数量の倍数）を書き直します。

【関係条文 新市危則第7条】

3 提出期限

届出は、変更しようとする日の10日前までに行います。

また、「変更予定期日」は届出日の10日以降の日付となります。

4 添付資料等

※(1) 「危険物データベース登録確認書」又は「危険物試験結果報告書」

(2) 施設平面図

(3) 屋外タンク貯蔵所の場合は過去の貯蔵履歴（タンク間距離等を確認する場合のみ）

※のものは必要な場合に限って添付するものです。

法 → 消防法（昭和23年法律第186号）

危政令 → 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）

危規則 → 危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）

市危則 → 新城市危険物規制規則（平成17年規則第178号）